

つうぽっぽの 見学を御希望の方は

事前につうぽっぽ（☎059-271-8080）
へご連絡をお願いします。

つうぽっぽを ご利用いただくには

まずは、下記のように申請等を行ってくだ
さい。

【申請】

市役所へ障がい福祉サービスの申請を行います。

【作成依頼・契約】※

障がい児等利用計画案を作成する事業所を決め契約します。

【計画案作成】※

契約した事業所の相談支援専門員と一緒に障がい児等利用計画案を作成します。

【支給決定】

計画案を参考に、市の障がい福祉課が受給者証を発行します。

【契約・利用開始】

相談支援専門員と一緒に必要なサービス事業所を探します。

サービスの内容等の説明後に契約の手続きを行います。

※ 障がい児等利用計画を作成する事業所がお決まりの方は、事業所にご相談ください。お決まりでない方は、市障がい福祉課または各総合支所市民福祉課（福祉課）障がい福祉担当へご相談ください。

津市児童発達支援センター つうぽっぽ



児童発達支援センター つうぽっぽ

| | |
|-------|---|
| 対 象 | ＜児童発達支援＞ ＜保育所等訪問支援＞ 就学前の障がい児通所給付決定を受けた子ども |
| 開館時間 | 8:30～17:15 |
| 定 休 日 | 土・日曜日、祝・休日 12月29日～1月3日、 |
| 利 用 料 | 通所給付決定に応じて利用料が必要です |
| 駐 車 場 | あり |

☎514-0071
津市分部1203番地
(榊形小学校そば)
☎059(271)8080



津市児童発達支援センター
つうぽっぽ

つうぽっぽでは、 何をするの？



つうぽっぽでは、子どもの発達段階に応じてクラスを分け、遊びを通じて集団の中での発達を促す支援を行います。必要な場合は個別支援も行います。

身体の発達支援は親子通園で、主に全身を使う遊びなどでふれあいを楽しみます。

心身や言葉の発達支援は少人数で友だちや職員とかかわりながら遊びを楽しみます。

保育所などの集団の場での行動観察を行い、専門的な支援も行います。

つうぽっぽ 配置図

